

記  
k

# 報部

府督總濟台  
輯編部報情

號旬上月四

[號三十九第]

昭和十五年九月二十日第三種郵便物認可  
昭和十五年四月一日發行

(毎月一日、十一日、二十一日)

第九十三號



☆新國民政府の誕生を祝す

小林臺灣總督

☆新國民政府の活動に期待す

牛島臺灣軍司令官

☆時局と風俗營業に就て

警務局警務課

☆戦時下に於ける歐洲の女性

臨時情報部

☆行事彙報

★最近公布の法令

★地方情報

# 支那新中央政府成立

東亞新秩序建設の基本原則

善隣友好  
共同防共  
經濟提携

## 旬 間 日 誌

- 三月二十一日(木)春季皇祭  
▽社會大眾黨首安部磯雄氏離黨  
▽中央政治會議第二日(一)國民政府組織法の重大修正(二)臨時・維新兩政府の解消と兼北政務委員會設置等重要案件議決 ▼レイン！  
佛内閣成立  
三月二十二日(金)  
○新任臺灣軍參謀長 上村幹男少將着任 △石炭配給統制案、衆議院本會議通過 ▼中央政治會議閉幕、五院長・十四部長決定發表  
三月二十三日(土)  
▽中南支戰線御視察の秩父宮殿下御歸還遊はさる  
三月二十四日(日)  
▽第七十五帝國議會二日間延期する旨詔書を發せらる  
三月二十五日(月)
- 三月二十六日(火)  
▽靖國神社に合祀される英靈一 二七九九柱(本島關係二五柱)陸海軍當局より發表 ▼貴族院稅制改正案可決 ▼陸軍 龍州燦撃  
三月二十七日(水)  
▽朝香宮殿下、靖國神社參拜の爲上京中の遺兒代表にお言葉を賜ふ  
○茶製業取締規則公布即日實施(府令) ▼石炭配給統制法案貴族院可決成立 ▼大本營陸軍部發表 二月中の支那事變綜合概果 敵遺棄死體六五・一五〇 敵捕虜五、〇五七 其他困難多敷  
三月二十八日(木)  
▽陸軍瀋陽(黃河對岸要衝)爆撃  
▽維新政府成立二周年記念式舉行  
三月二十九日(金)  
▽日・西實勿諒解成立に關し、外務省情報部長談話發表 ▼「歐洲の平和早急に回復の見込みなし」とルーズベルト米大統領演明  
三月三十日(土)  
○食糧用飼料用甘藷價格統制府令公布即日實施 ▼鐵網切符制調整需給統制規則公布四月十日施行  
▼中華民國國民政府成立南京遷都式典舉行 和平憲政方針闡明 ▼支那の獨立完成を希求、新政府に全權の支援をなす旨帝國政府中外に闡明 ▼華北政務委員會成立第一回主席會議開幕(北京)

## 新支那國民政府成立に際し

### 帝國政府聲明

夫れ生命は不斷に發展し、事象は時々變化す、國際の秩序亦之に違ふ、帝國は常にこの裡に在りて國際正義の昂揚と人類平和の確立とに力を致すものなり、今や支那新中央政府樹立せられ、更生新支那の建設その緒につく、帝國政府はその成立を慶賀すると共に、その發展に對しては屢次の聲明に基き全幅の協力と支援とを與へんとす、帝國は列國がまた克くこの嚴然たる事實を確認し速に東亞の和平建設に寄與せんことを期待す、帝國が支那に冀求する所は支那が克く道義に立脚して眞にその獨立と自由とを完成し帝國とたがひに相携へて東亞新秩序の建設に邁進しその興隆を共にせんことに存す、帝國が東亞諸邦ともその生存を確保せんがため、特に支那資源の開発利用に關聯し特殊の關心と要求とを有するは固よりその所たり、然れども帝國は東亞の新事態に即する第三國の平和的經濟活動に對しては敢てこれを排除せざるのみならず進んでこれら諸邦と協力し、ともに國際修交の福利を享受せんとするものにして、帝國がその作戦繼續中の異常事態にもかゝらず多人の不便を忍び列國の在支權益の擁護に努力し來れるの眞意實に此に存す、更生新支那亦其の方途を一にすべきは帝國政府の確信する所なり、茲に更生新支那の發足を見、東亞の情勢將に一轉機を畫せんとす、帝國は殘存容共抗日勢力にして迷夢猶醒めざる限りこれに對し斷じて牙を戦むることなきは勿論、今後生ずることあるべき一切の障礙に對し確固たる決意と不斷の用意とをもつてこれを克服突破し依てもつて聖戰目的の完遂を期するものなり。

## 新國民政府の誕生を祝す

小林 臺灣總督(談)



中華民國においては先般南京において開催された中央政治會議の結果、汪精衛氏を首班として既設の蒙疆、北支、中支の諸政權を統合した新中央政府が出来ることになり諸般の準備漸くなつて本日いよいよその成立をみるにいたつたことは今次支那事變收拾上まさに一段階を築くものでまことに御同慶に堪へない、汪精衛氏が一昨年秋和平救國の壮志を抱いて重慶脱出以來苦心慘憤幾多の障礙があつたにもかゝらず、敢然これを排しつひに今日の舉式のはこびにいたつたその熱意と手腕にたいし深く敬意を表する次第である、新中央政府の成立によりわが國としては事變處理の對象ができたことになり、支那民衆としては和平救國の機關が備はつたことになるもので、その意義まことに重大、わが國が前首相阿部信行大將を推して特派大使とし、兩院議長はじめ政界實業界の巨頭を慶祝に赴かしむるのもゆるあるかなである、しかしいふまでもなく新中央政府の樹立は事變處理の一段階にすぎない、眞の時局收拾はこの新政府を基調としたる日支兩國民の今後の努力にまたねばならぬのである、今後ますます、堅忍持久、善隣友好、共同防共、經濟提

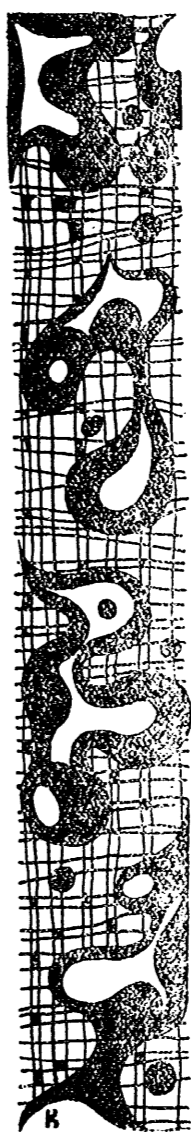
四  
携の根本方針にのつとつて、互助連環の實をあげもつて東亞新秩序の建設に邁進せねばならぬ。これがた  
めには日支兩國の国力を増強しあらゆる困難を克服しうる境地に立つことが必要であるが、ことに支那新  
中央政府がすみやかに實力を備ふることがもつとも喫緊の要務と考へられる。けだし實力がそなはれば今  
日なほ躊躇逡巡してゐる連中も自ら進んで新政府に合流するだらうし、援蔣第三國もその無益を悟つて新  
政府に好意をもたざるを得なくなるだらうと思はれるからである。臺灣も今日までは南支那方面において  
皇軍の要望を満すことのみ専念して來つたのであるが、これは今後とも繼續せねばならぬと同時に、新  
政府樹立にともなふ新情勢にたいし各關係機關ともいよ／＼聯絡を密にしてその特殊の地位を善用し、南  
方における日支提携に貢献せなければならぬと思ふ。重ねて新中央政府の成立を慶賀しその健全なる發達  
を期待してやまざるところである。

## 新國民政府の活動に期待す

牛島臺灣軍司令官(談)

去る三月二十日から二十二日まで開催せられた中央政治會議も滞りなく終了し、今回日支兩國民待望の  
うちに新中央政府の樹立、南京遷都といふ歴史的な盛儀をみるにいたつたことはまことに慶祝に堪へない

ところである、このことは日支兩國民の大きな喜びであるが、とくに本島にあつては、在佳の華僑諸君の  
感激もひとしほと察せられる次第であつて、これまでの汪氏支援の努力も報いられたといふべきである。  
そも／＼善隣友好、共同防共、經濟提携の炬火がはじめて高く掲げられたのは昭和十三年十二月の近衛聲  
明においてであつたが、この崇高な三原則の揭示に感奮した汪氏一派の重慶絶縁以來その反共和平救國運  
動は全支に展開せられ、同愛具眼の士また續々汪陣營に参加するにいたつた。しかしその救國の至情と確  
固たる信念とはあらゆる重慶側の妨害を排除して今日中央政府樹立にいたつたものでその努力と熱誠とに  
たいしては、眞に滿腔の敬意を拂ひ、また今後の活動に絶大の期待を寄せ、その隆昌を祈つてやまない次  
第である、いふまでもなく、中央政府の樹立は事變處理に歴史的進展を畫するものであり、これによつて  
重慶政權は名實ともに微小なる一地方政權に轉落してしまつたのであるから、諸外國も續々新政權を承認  
するのやむなきにいたるであらうと信ずる。しかしながら新中央政府の樹立は和平への一大段階ではある  
が、けつしてこれによつて事變の終局を意味するものではない、事變處理の前途には新政權との協力の上  
に立つ大陸の開發、抗日政權の徹底的覆滅、外交關係の難關などが控へてゐることを忘れてはならない。  
されば島民諸士がこのさいこの點を明確に認識し、今後いよ／＼總力戰態勢を強化して東亞新秩序建設へ  
邁進せられ、有終の美果を收められんことを切望する。



# 時局と風俗營業に就て

警務局 警務課

今日のわが國經濟の目標が、悪性インフレーションを防止しつゝ一方軍需品を豊富且つ迅速に供給すると云ふ事にあるのは何人も異論のない所であらう。此の二つの相剋的な課題を最も効果的に遂行する爲には、どうしても政府から流れ出る膨大な資金を出来るだけ直線的に各種金融機關に環流させてなるべく一箇所に滞留する事を避けなければならぬ。

即ち此の金融機關を環流して蓄積された資金が、公債消化と生産力擴充資金に充當され、これが今日の戰時金融の基調をなしてゐるのであるからして、この資金の還流作用が停滞し、國民の所得が購買力の形をとつてどしどし出てしまふことになると、忽ち物價が騰貴し國民生活に容易ならぬ脅威を與へるばかりでなく公債の消化も、生産力の擴充も、輸出の増大も、一切臺なしとなつてしまひ、戰時財政經濟政策の根本を揺がすことになつてしまふ。

かう云ふ經濟上の破局を避ける爲にも、又國民大衆の經濟的苦惱を救ふ爲にも悪質インフレーションを絶対に防止せねばならない。「一錢を笑ふ者は一錢に泣く」と云ふ事が我が國では昔から云ひ古されてゐるが、吾々は此の言葉の持つ意味の眞實性を今こそ深く考へなくてはならないのではあるまいか。こと程左様に今日、國民經濟の各要素は密接な關係に結ばれてゐて一つの循環的な動きをなしてゐるのであつて、假に一部に於て軌道はずれの行爲があつたとすれば只それ自體に局限されず、其の渦紋は全體的に發展して行くのである。

るかと云ふ事を述べやうとするに外ならないのである。風俗營業の取締と、それが國民生活の一環である限り單なる風紀問題である以外に、この線に沿つて採り上げらるべき筋のものであると思はれる。

資金貯蓄、消費節約の必要なことは、この戰時經濟機構の微妙な作用を知る事によつて、單なる精神訓話などではなしにそれ以上もつともつとさし追つた問題である事が理解される筈である。

現在風俗營業が如何なる様相を呈して居り、其の動向がどうであるかは心ある人々の重大な關心事でないばならぬ。そこでこゝに臺灣に於ける事變前と事變後の風俗營業の趨勢を數字を通じて探り鏡後國民の反省の資料にしたいと思ふ。

要するに以上に述べた事柄も、消費問題の動きが最も端的に、そして直接に反映するところの風俗營業の消長が、如何に國家最高の目的と緊密に結びつてゐる

	昭和十一年末	昭和十二年末	昭和十三年末
料理屋	八七四	八六七	九四一
飲食店	二、〇五四	二、一三三	二、三〇八
カフェー	二四四	一六二	一七一
貸座敷	一一六	一一六	一一八
計	三、二八八	三、二六七	三、五三八

藝妓	一、二二四	一、一九〇	一、二一〇
酌婦	三、〇二〇	二、八八二	二、八四〇
女給	二、二六〇	一、三四六	一、五二八
娼妓	一、〇六三	一、〇四〇	一、〇五五
計	七、五五八	六、四五八	六、六三三

即ち事變前の昭和十一年に比べて事變に入つた十二年には飲食店が少し増加した丈で他は何れも減少し、それがそのまま下降線を続ける事なく次第に緩慢ながらも上昇線を辿つてゐる事が窺はれる。

この事變直後の減少は、事變の衝撃と國民の心理の緊張から来る經營難の結果と見られ、其の後次第に上向きになつたのは、長期戦の見透しとインフレ景氣の影響と解す可きであらう。然も十二年末に於て左程の増加を示してゐないのは營業者並に娘子軍の支那進出に基くもので、決して景氣の行詰りに原因してゐるものでない事は、次の遊興状態を觀察して見ると、事變によるインフレ景氣が如實に反映してゐる事がはつきり判つて来る。

先づ地方税中の遊興税をとり上げて見る。

昭和十二年度……六六二、二〇一圓 昭和十三年度……八八六、六六九圓 昭和十四年度(二月迄)……約九〇〇、〇〇〇圓となつて居り、事變に入つた昭和十二年度に比較して十三年度は一・一%増、十四年度は一躍四八%激増振りである。

次に臺北市の煙草、酒の賣上高は、煙草で昭和十二年中の二百七十萬圓に對し十三年は約三百萬圓、十四年は三百三十萬圓と漸増の傾向を辿り、酒に至つては昭和十二年三百萬圓、十三年三百六十萬圓、十四年には四百七十萬圓と跳ね上つてゐる。

是は前記の遊興税の増加と照らし合せてみる時は全島的に共通した現象とみて差支へないであらう。吾々は以上の如き統計數字から見て、時局下本島の享樂方面は自肅自戒の聲をしりへに相當の股賑を示してゐる事を肯定しなくてはならない。

三

從來、本島の風俗營業の取締は格別統一的に定めら

れてゐる譯ではないのであつて、各地方の實情に應じて各地方廳で適宜に取締規則を制定し是が取締りを行つてゐるに過ぎない。

其の取締規則の主なるものとしては、例を臺北州にとれば、料理屋飲食店取締規則、喫茶店の取締に關する規則、藝妓酌婦取締規則、貸座敷及娼妓取締規則等があり、各州廳も是と略々大同小異である。但し、事變前には營業時間に就ては直接の制限規定はなく、只臺灣達警例第一條、第九十五號の「他人の安眠を妨ぐ可き場所に於て夜十二時後、日出前、歌舞音曲その他喧噪の行爲をなすべからず」との規定を適用する事によつて僅かに夜十二時以後の營業を取締つてゐたに過ぎない。

ところが今度の事變の勃發となり、國民の生活改善が強く要請せられつゝある折柄、風俗營業だけが前に述べた様に繁榮の一路を辿る有様であつて、かくては戦時經濟運営の爲にも、國民精神を緊張する上に於ても遺憾渺しとしないので、茲に時局に即應する積極的

な取締が採り上げらるゝに至つた次第である。

その例として昭和十四年九月二十三日の臺北州通牒「接客業者の取締に關する件」の趣旨並に内容を紹介して全班を窺ふこと、しよう。

趣旨 興亞聖業完遂の爲、凡有機關を通じ國民の自肅自戒消費節約、貯蓄奨励等絶叫されてゐるに不拘接客業の股賑りは識者をして懸念せしむるものありて、國民の國家の要望に呼應する誠意の甚だ足らざるを思はしむるは遺憾とする處なるが、斯る状態を放置することは許さる可きに非ず、又國策の一端を業者等の取締に依り遂行する事も亦やむを得ざる策と認めらるゝを以て昨今左記各項に付接客業者をして例外なく嚴重に遵守せしめ、以て國策遂行に寄與せしむる様取締り相成度

其の取締の内容は次の通りである。  
一、料理屋(待合を除く)、飲食店(酒類を販賣せざるものを除く)の營業時間を午前零時限りとし、それ迄の客は零時半迄に引取らしむる事。  
二、午前零時には適當なる方法を以て時限を客に周知せしむる方法をとりしむること。

貸座敷、席貸、待合の営業時間(客の登樓時間)を午前一時限りとする。

三、各業者をして営業時間の到達と共に表戸を閉ざしめ且つ看板及廣告燈の消燈を實施せしむること。

四、歌舞、音曲は午後十一時限り禁止せしむること。

五、女給は當番或は名差しを受けたるもの、外サービスとして客席に侍らしめざること。

六、料理屋の新設及増築は原則として之を認めざること。但し特別の理由ある時は警務部長の承認を受け許可すること

尚外の各州廳も略々是と同一歩調で、時局下の風俗營業の取締は着々實効を收めてゐる。

以上述べた様に法規に基く、警察取締を極力勵行に努むる外、精神總動員の趣旨徹底や、物資節約其の他國策の立場から、業者の自肅自戒を奨めて時局に必要な措置を構じてゐる。各地方廳の風俗營業取締規則は、古くは明治、大正時代の制定に係り、それ以外のものも多くは事變前に制定されたものである關係から、現下の社會狀勢の實狀にそぐはない點も多く、業者は勿論、取締當局でも取締規程がはつきりしない

爲、種々不便を感じてゐるので取締の適正と斯業の明朗を期すべく、全面的に改正しなければならぬ機運に立至つたのである。

今や支那事變は第四年目を迎へ、東亞の新秩序は、汪精衛氏と中心とする新中央政府の樹立を轉機として一大躍進の態勢にある。

併しながら聖戰目的の完遂には一層切實に國民の政治經濟への協力を要求してゐる。長期建設の段階にあつては、消費節約、貯蓄勵行が一層の重要性を以て時局の表面に押し出されるのは必然であつて、此の際、官民協力して國家經濟力の培養に努めなくてはならぬ。

此の意味に於て、消費生活の實情を端的に示す所の風俗營業は蓋し時局下に於ける重大問題であつて、吾吾局に當る者としては業態の推移に深甚の注意を拂ひ、俗悪な趣味の横溢や不健全な享樂氣分の瀰漫することを斷呼として抑制し、前線と銃後とを結ぶ國民感情にいさゝかの間隙あらしめざる様、是が取締と指導に萬遺憾なきを期してゐる次第である。

## 戰時下に於ける歐洲の女性



### 臨時情報部

#### はしがき

今次歐洲大戰に就ては交戦國は長期戦を覺悟し、凡ゆる國力の部門について護を固め、武力、政治、經濟力、思想等、一切の國力を擧げての國家總力戦を繼續しつつある。であるから第一次歐洲大戰に反し、開戦と同時に天地を震撼する激戦も展開されず、戦線はマジノ・ジグフリード線によつて對峙のまゝであり、「戦國なき戦争」として所謂重苦にしい神經戦争を現出してゐるのである。現下支那事變の聖戰に邁進しつつある我々は、今こゝに銃後の中心たる女性の活躍を參

戰國國民生活に求め以て他山の石たらしめたいと願ふ次第である。

#### イギリス

皇帝ジョージ六世は、エリザベス皇后を同伴、昭和十四年一月一日セント・ポール大寺院に催された。戰勝祈願式に臨席遊ばされた。この日は、英國各地に散在する三百の教會に於ても戰勝祈願が嚴肅に行はれたのである。

開戦後間もなく皇帝はエリザベス皇后を、英國海軍婦人補助部隊、英國空軍婦人補助部隊の總司令に任命

されたので國民の信頼深いエリザベス皇后は英帝國軍の各種婦人補助部隊を指揮せらるゝことゝなつたのである。

皇后は十一月十一日午後九時、休戦記念日に際し、ラヂオを通じて平和達成の爲婦人の協力を要望せられた。

即ち「英國婦人の多數はその家庭生活を破壊された。夫は振りあてられた任務に赴き、子供はより安全な處へ避難させられてゐる。國王ジョージ六世も私も母が子供と別れて暮す事が如何に辛い事であるかをよく知つてゐる。子供の爲を思つて、思ひ切つて別居に同意された方々に深い同情を捧げる。全國の婦人は困苦によく堪へて更に勝利に向つて突進せられたい。そして平和と善意による新世界の建設される日を待つて戴きたい。」との放送は單に英國婦人のみならず一般國民に迄多大の感銘を與へたのであつた。

現在、英本國各地の徴兵事務所は義勇軍に應募した十八歳から四十歳迄の男子が押しかけて物々しい光景を呈してゐるが、一方女子義勇軍志願者の數も夥しい數に上つてゐる。十八歳から四十三歳迄の婦人二萬五千名が既に「女子補助空軍」に入隊してゐる。ロンドン市中に於ては「女子本國軍」入隊志願者の娘達が數百名列を作つてゐるし、ロンドンの結婚數をしらべても、依然増加し、マスクを抱へた新郎新婦が結婚登記所に現はれ、その服裝も花婿は大抵軍服姿と云つてよい位の状況であつた。

英國及スコットランドから避難を命ぜられた人口は百三十萬に上り、自由意志から引揚敢行した者を加へたならば優に六百萬に上るであらう。この人口の移動により、今や英國婦人は老も若きもそれ／＼軍國の爲に一身を捧げる事を願ひ、ロンドンは勿論地方の都會に於ても既婚・未婚の婦人達が救急車運轉手、看護婦空襲警報傳達係、タイピスト、事務員、電話交換手、

家政婦、メツセンジャー、農家の手傳ひ、料理人、洗濯婦、保姆、土糞配給係、消防夫等の申込をする爲各團體本部及び地方支部の戸口に長蛇の列を作つて順番を待つてゐる風景が到る處に見られてゐる。これらのうら若い乙女から中年の婦人に至る迄、各種各様の制服で隊伍を組んで行進する姿は眞剣そのものである。彼女等が、赤十字社の看護婦的任務から更に進んで軍事に屬する男子の領域に迄動員されてゐる點に都市防備の重要部分をなす近代戦の一斷面を見出すのである。

又郵便局の窓には女で占められ普通の事務は一切彼女等に委ねられてゐる。制服姿の婦人が自分の自動車を持出して救急車に仕立て、颯爽として運動してゐる姿はよく見られるが、家用自動車にも備はれた女の運轉手の姿が現はれ、バス車掌等もロンドン丈で一萬人の婦人の志願者がある。女警官の増した事も目立つてゐる。婦人も戦時重要な部分を占める人的資源とな

り、召集されて第一線の國防に當る男子の職場を埋めてゐる。婦人の従事してゐる準軍事的任務は凡てが空襲に備へる爲のものであり、ロンドンの婦人空軍補助團本部には十八歳から四十三歳までの婦人が毎日平均六十名位で志願してゐる。カーキ色制服の婦人補助地方軍、ネーヴィ・ブリウ制服の婦人補助空軍その他、看護協會、婦人空襲警報員、それに農業勞動に従事する婦人地上軍など色とり／＼で、これ等は悉く志願制度であるがこの中、婦人地上軍に二萬、ロンドンからは三千五百名の婦人が加つてゐる。この婦人地上軍は農事奉仕を目的とし、一切の生活必需品を供給され、キャンプ生活を送つて數週間に亘る激しい農業勞動の訓練、後田園に送られてトラクターの運轉や、草刈、搾乳、耕作、收穫等に従事する事になる。

婦人は防空警備から空襲警報後の死傷者の運搬まで男子と協力して當る事になつてゐる。然し婦人の本來の任務は家庭を中心とする銃後の守りである。殊に長



期戦ともなれば強健な國民精神を保持し、家庭に於ても社會に於ても日常生活を出来る丈愉快にし、陰鬱な氣持に落ち入りぬ様にする事が勝利への眼に見えぬ最大の貢獻である。

婦人もこの事を自覺して、「快活であれ」、「戦争中も平靜であれ」と云ふ事をモットーとする婦人の社會運動が擡頭してゐる。この團體は年齢や階級によつて種々あるが、英國婦人團體聯盟、英國婦人協會、英國女子俱樂部協會がその主なもので、家庭に於けるベター・ハーフの役割をこの戦時に於て果し、勝利への一要素としようと努めてゐるのである。第一次大戦で若い經驗をなめた中年以上の婦人は消極的であるが、若い婦人は積極的であり、今建闘しなければ四・五年先はどうなるか分らない。子供達の時代にはかう云ふ戦争はやらせたくないと云ふ本能的な母性愛から、ひた向きに戦争目的遂行の爲に自分等の力を投げ出さうと云ふのである。

今日の英國婦人は一九一四年當時に比し遙かによく訓練され組織されてゐる。婦人達が餘り熱心に國家奉仕を出出て居るので政府當局は、「婦人殊に年若い婦人は單に戦時なるの故を以て一時衝動にかられて現在の仕事を抛棄してはならぬ。何となれば國民生活は依然續けて行かねばならないからである」と勸告を發してゐる。位である。以上の様に戦争により婦人の役割は増したが、戦争の爲に生じた婦人の失業群も亦見逃し難い社會問題となつてゐる。新に必要な仕事に轉職した者も多數あるが、全體として開戦後婦人失業者は七・八萬増加したと云はれる。大百貨店の賣場縮少、閉店、平和産業の不振、大都市の會社が安全地帯に事務所を移轉したが、家庭の事情によつて移轉出来ぬ婦人、避難の爲不要となつた女中等、失業者の増加は風紀問題と併せて大きな社會問題となつてゐる。家庭では必要品の値上りで主婦はなるべく簡易生活へと轉換し、流行も制服をモデルにした軍國調となり

女の制服では一般にズボンを用ふる事が多くなつてゐる。

### フランス

五百萬人の男子を戦線に送つた佛蘭西國民は光輝あるフランス國民の眞價を發揮するはこの秋とばかり堅い覺悟を決め、老幼を問はず階級や、貧富の差別を一擲して國民全體が一丸となり、戦争する國民否只一人の兵士と化してしまつた。これこそ國民精神總動員であり、軍人と銃後國民打つて一丸となつた國家總力戦の體形である。由來、よく働き、よく蓄へるのが、フランス女性の特徴とされてゐる。彼女等は質素を旨とし華美を排斥する。女性は何迄も女らしく忍耐強く勇敢なる事を求め、家庭にあつては夫に忠告し獻策し、専ら内助の功を忘れない。筋肉労働者は勿論商店等の經營者も妻の獻策に従はないものは、香しい營業成績を擧げ得ないと迄云はれてゐる。パリーの華かさは、

フランス女性の華美を表徴したのではなく却つて反對に彼女等は女らしい特徴に生きる良妻賢母型の婦人である。先づ都市に於ては、その八割五分の男子が戦線に立つた爲商店會社銀行より官廳に至るまで婦人が責任ある地位に立つて銃後の勤めを果してゐる。又學校の先生にも多數の婦人が代へられた。婦人は看護婦を志願し、日頃有閑階級に屬する上流階級の婦人連は社會事業團に奉仕し、病院の特志看護婦となつたり、或ひは銀行、會社、役所等の重要な仕事を引受けてゐる。又工場に於ては、老人や子供も労働に従事してゐるが、彼女達の進出は目ざましく美しい服飾をかなぐり棄て、眞黒になり、兵器、彈藥、軍服等の製作に餘念がない。パリーの地下鐵は終夜運轉を続け、夜業労働者を運搬してゐるが、こゝに働く女姓は専門技術方面を除き他の部面を埋める程多數に上つてゐる。特志看護婦を志願した婦人は或ひは西部戦線に赴き、或ひは出征兵士遺家族の世話や、幼兒の保護に献身的奉公

を捧げてゐる。

田舎の農民達は健全なものは殆んど戦線に向つてゐるので残されたものは老人と子供と婦人丈である。フランスのブドー酒醸造の本場と云はるポルドー附近は日も遙かなブドー畑であるが、そこに働くものは女と老人と牛ばかりである。馬は軍馬として徴發されたためである。銃後を預つてゐる彼女等は畑を耕し、牛や羊を飼ひ、乳を搾つて賣り、バターチーズを造り、ブドー酒を造つて家業をつゞけ、子女を養育し、租税を納め、戦線の勇士に慰問袋を用意してゐる。

彼女等の服装は、殊に都會に於て戦争と共に地味になり實用本位になつて來た。古服の作り替へが流行し、古い夜會服を活動自由なコスチュームに替へて着用してゐる。又パリイではゴム靴に頭巾つきの外套をきたパリジェニヌが到る處に見受けられるが、彼女等は、地下鐵でも防空壕の中でも暇さへあれば毛絲の編物に餘念なく彼女等の暖かい心と手になつた毛編物に

よつて前線の將兵は二重にあたゝめられるのである。フランスの前線はマヂノ線によつて鐵壁の守りを誇り銃後は女性によつて防備を固めてゐるのである。

#### ドイツ

昭和十四年九月四日、開戦直後發布施行された獨逸青年子女労働奉仕義務制度により、良家の子女は勿論、女學生、女店員、より女中に到る迄、満十七歳より二十一歳までの婦人は強制徴發されて、女子青年團指導學校に收容された。これと同時に多數の青年も出動を命ぜられ、主として道路の修築及び建築に従事してゐる。これ等の婦人部隊の数は凡そ十萬人に達し、彼女等は颯爽とスカートを蹴つて口紅や白粉、華美な着物や、靴の流行色を變る幻影を打ち忘れ、二百名づつ奉仕隊の徽章を胸にかけて、ボンメルンの合宿所に送られて行く。この合宿所は開戦前には七五二を算したが戦争の勃發後約二倍に増加し、今では二千に上る

豫定である。彼女等は女子青年團の團員として、全國に組織網を有し、この女子青年團指導學校に入學して、政治、教育、家事、衛生、農事等の講習を受けた後それ／＼命令された地方に赴き與へられた部署につくのである。彼女等の双肩には、ドイツ八千五百萬國民の食料確保の重責がかけられてゐるのである。開戦前には女子労働奉仕團員には一日七時間の労働が課せられ、六箇月の義務期間が課せられてゐたが、開戦後施行されたドイツ青年子女労働奉仕義務制度により一日の労働時間は延長されたのみならず、六箇月の義務期間も男子労働奉仕隊が鋤鍬を銃に代へて出征した後の開墾事業まで引受け、男子が歸郷する迄、労働奉仕をつゞけることになつたのである。彼女等は慣れぬ手にトラクタールを運轉し、鋤鍬をとつて耕し、或ひは牛乳を搾り、或ひは收穫にいそしみ、子供を預り、臺所その他の家事を手傳つて銃後の守りをかためてゐる。ナチス・ドイツのN.S.V.(ナチス厚生局)の發表

によれば厚生局各地支部には毎日數百の特志看護婦が殺到し、これ等の婦人は西部戦線に送られてゐる。ベルリンに於ける女子の進出は目ざましくバス、市電、自動車等交通機關の運轉手、車掌、警官、統制切符の配給所、その他相當強度の労働力を要する各種工場にまで女子の手は及んでゐる。ドイツのゴルフ場は九月一杯で悉く馬鈴薯畑に變つてしまつた。本年は馬鈴薯、ビート糖甜菜、家畜の飼料としての甜菜等、こゝ數年來見ない好成绩を収めた裏には此等女子労働奉仕團の汗にまみれた烈々たる祖國愛の手が力強く動いてゐたのである。フランスと同様、ドイツも亦、前線はジグフリー線によつて鐵壁の堅陣が布かれ、銃後は婦人の手によつて固い護りが布かれてゐるのである。

★

★

# 行事彙報

## 防諜・防犯展開催に就て

防諜及防犯思想の普及に就ては従来も各州廳で夫々實施されて來ましたが、元來防諜とか防犯とか云ふ事は平時に於ても治安確立、國土防衛上から見て非常に重要な役割を持つてゐるものであつて、非常時局下に置かれた現在に及びば愈々その重要性が倍加されたものであります。

この實情に鑑み、全島民各位の防諜防犯に對する關心の度を深め心から協力して載く意味で、臺灣軍司令部、臺灣憲兵隊、海軍武官府、島内各日刊紙及警務局後援、各州防諜防犯協會主催の許に「防諜及防犯展覽會」が開催されました。

今や我が國は興亞聖業建設の爲に總力を擧げて邁進して居り、特に前線の將兵はあらゆる艱難を排し、困苦缺乏に堪へ力戰奮闘、赫々たる戦果を収めてゐるのであります。

此の秋に際し我々統後の國民は國民精神の昂揚は勿論、お互に自肅自戒し國土安全の爲水も漏らさぬ鐵壁陣を布き犯罪の行はれぬ住みよい明朗な社會を建設すると共に人的物的資源の愛護に努め、前線の將兵に對して後援の憂をなくし、延ばらぬ興亞の大業完成に努力しなければならぬと信じます。

然るにこの重大時局に於てすら尙罪を犯し、銃後の治安を紊し、或は不注意の間に機密を漏洩する者が少なくないと云ふ事を考へる時誠に遺憾に堪へません。勿論斯様な國家を蝕む不心得者に對しては捜査行刑の各機關が全力を盡して嚴重取締つてゐるのですが何と云つても是れも犯罪の行はれた後に於ける社會的防衛策で遺憾乍らこれ丈では充分に其の目的を達し得ないのであります。

百尺竿頭一步を進め、犯罪の行はれない以前に於て之を防止する事が必要であります。警察の方でも晝夜の別なく、警邏、査察を爲し、或は戸口調査、營業臨檢を勵行する一方、一船の保護取締、人事相談、防諜防犯思想の普及等犯罪の未然防止に全力を傾注してゐるのであります。

然し乍ら關係者のみの努力丈では到底防諜、防犯の目的を達し得ないのであつて必然的に島民各位の協力に依らなければならぬのであります。要は各自が自警自戒以て自發的に實踐することが緊要な事です。即ち警察から申上げる注意事項

項を各自が遵守して、諜報及犯罪の行はれる機會を社會的に失はせる事が肝心で

す。一寸の不注意が犯罪の機會を與へ、犯人を作る事になり、又は利敵行爲とな

### 支那軍變臺灣從軍記念會

#### 聖地巡拜團に就て

一、總 旨  
今次事變に従軍歸還した、軍夫、通譯、船員、農業義勇團員中から代表者を選抜し四月二十五日の靖國神社奉祭大祭に参列させることとし、参拜に際しては從軍者で護國の英靈となつた同僚先輩の靈を弔み、併て伊勢皇大神宮、熱田神宮、宮崎神宮等皇國の聖跡を巡拜し且つ戦時下偉大な國運伸張の實績を具に視察させて會員の資質向上に資すると共に内地關係方面を訪問し、今次事變に際し從軍者として本島人活動の實相を認識させる事は最も時宜に適したることと思料されるので内地視察團を

派遣する事としたのである。

一、時 期  
四月十九日より五月十八日迄三十日間の豫定

一、人 員  
五〇名内地人五名、本島人四五名  
内 詳 臺北州九名、新竹州八名、臺中州九名、臺南州九名、高雄州八名、臺東廳二名、花蓮港廳二名、澎湖廳三名。

一、資 格  
1 第一線に従軍歸還したるもの  
2 品行方正身體健全なるもの  
3 國語を充分解するもの

るのであります。是等の點について慎重な注意を拂ひ、敵國又は犯人に利用される事のない様にして貰ひたいものです。

お互に國土の安全を防衛し、又は社會の明朗を蝕む犯罪を防止絶滅させる爲各位に於ても、防犯に對する關心を深くせられると共に防犯はお互の連帶責任であるとの自覺を持たれ總親和、總努力の精神に依り防犯の爲一層自戒される様切望致します。

防諜、防犯展覽會開催日程  
自四月一日(延日數六十四日間)  
至六月三日

場所	日 數	開催日程日及曜
臺 北	四日間	四月一日(月)二日(火)三日(水)
	七日間	移轉期間 八日ヨリ十四日迄
高 雄	五日間	四月十五日(月)十六日(火)十七日(水)十八日(木)十九日(金)
	七日間	移轉期間 二十日ヨリ二十六日迄

延日數	日開	新竹	臺中		嘉義		臺南	
			日數	日期	日數	日期	日數	日期
六十四日	二十九日	五日間	七日間	六日	七日間	三日間	七日間	三日間
移轉期間ヲ含ム		五月三十日(木) 三十一日(金) 一日(土) 二日(日) 三日(月)	移轉期間二十三日ヨリ二十九日迄	五月十七日(金) 十八日(土) 十九日(日) 二十日(月) 二十一日(火) 二十二日(水)	移轉期間 十日ヨリ十六日迄	五月七日(水) 八日(木) 九日(金)	移轉期間 三十日ヨリ五月六日迄	四月二十七日(土) 二十八日(日) 二十九日(月)

### 愛林運動はかく行はれた

- 一、目的 森林の造成、愛護の思想を普及徹底させる
- 二、名 稱 愛林日(第七回)
- 三、期 日 四月四日
- 四、實行團體
  - 一、主催 社団法人臺灣山林會
  - 二、後援 殖産局、營林所、總督府林業試驗所、州、廳、臺灣教育會、專賣局
  - 三、參加 臺北帝國大學附屬農林專門部、農林學校、愛林組合、師範學校、農業補習學校、小學校、公學校、農會、青年團、保甲壯丁團
- 五、實行方法
  - 一、「ポスター」及「リーフレット」の配布(臺灣山林會)
  - 二、愛林思想の普及宣傳(臺灣山林會)
  - 三、愛林日當日の朝會に愛林に関する講話依頼
  - 四、小學校(分教場にも)及蕃童教育所に「ポスター」の配布
  - 五、ラヂオ放送(臺灣山林會)

二〇

- 愛林に関する講演、晝間娛樂時間を利用し山林に関する歌詩、俚諺「レコード」の放送、子供時間にて愛林に関するお話の放送
- 四、臺灣神社に於て愛林日報告祭及獻植地の手入(臺灣山林會)
  - 五、其の他の行事
    - ア 臺灣山林會及各州、廳等の參加團體に於て愛林日の期間中左の行事中より適當なるものを實行する事
    - イ 講演會及活動寫真會
    - ロ 種苗の配布
    - ハ 植木花卉市
    - ニ 植樹(獻植、校庭樹植栽、行道樹植栽、戸別植栽、記念造林等)
    - ホ 森林の保護(間伐、枝打、下刈撫育其他の手入)
    - ヘ 老樹、名木、社叢の愛護
    - ト 林業關係物産の品評會開催
    - チ 森林火災の啓防演習
    - リ 防火線の新設又は手入
    - ヌ 林道の新設又は手入
    - ル 病蟲害の驅除
- 保護鳥獸愛護並に巢箱の設置

ヲ 標柱、標札の設置其他森林獎勵並に愛林思想の普及宣傳に關し適當なる事項

(備考)  
植樹に就ては必ずしも愛林日のみに限らない時季の關係を考慮して適當に實行すること。

### 帝國軍用犬協會主催 全臺灣軍用犬展覽會

熱地の作戦に必要な軍用犬は臺灣に於て培養しなければならなくなつた昨今、之れが資源充實の爲に帝國軍用犬協會南北兩支部に於ては積極的活動をすることになり、兩支部主催臺灣軍用犬展覽會會後援の下に四月七日臺北新公園に於て、一大審査展を開催し、然後愛犬家にも時局の伸展を共に益々其の必要を痛感しつつある軍用犬の認識を深めたのである。

當日は今泉臺灣軍醫務部長審査員長となり、帝國軍用犬協會より平岡審査員其他軍部審査員も參加してよりよき素質の軍用犬が選出される譯である。

猶當日は武智部隊の軍用犬班と帝大支部の訓練班とが一體となり模範訓練が公開された外、來る五月十九日東京に於て開催せられる皇紀二千六百年記念展への臺灣代表犬(四頭)も選出されたので本島の軍犬界としては未曾有の榮華な催しであつた。當日の賞品は臺灣軍司令官賞、長官賞、本部會長賞、知事賞其他であつた。



### 最近公布の法令

#### 陸運統制令に就て

(三月十三日、府令第二十八號)

陸運統制令は國家總動員法第八條及第十七條に基き總動員物資の輸送を確保する爲に制定されたものである。條文は八條より成るが其の骨子を爲すものは其の中四箇條に過ぎない。統制の客體は陸上運送業者と之等の運送業者を利用する貨主である。即ち第二條に於て政府は陸上運送業者に對し貨物の種類運送區間等に因り鐵道營業法等の規定に拘らず貨物の種類並に其の受取、引渡等に關し必要な命令を發し得ると共に第三條、第四條に於て荷受人、貨主に對して貨物の引取命令、託送申告、託送命令を發し得ることとしたのである。

貨物の引取命令とは貨物が停車場に到着し引取期日が到来したに引拘らず荷受人が引取をしない場合引取を強制する命令である。この命令は臺灣に於ては交通局長が、引取を爲すべき貨物の表示、引取を爲すべき期日又は期間等を記せる令書を發して爲すこととなつて居る。(令第三條、規則第二條参照) 託送申告とは米、砂糖、鹽、セメント、石炭、揮發油、重油、肥料、酒精、其の他臺灣總督の定める總動員物資を一定の

限度以來國有鐵道又は之と連絡する私設鐵道に依り託送する者は右貨物の託送に關し一定の事項を臺灣總督に申告することである。この報告に依つて政府は輸送計畫を樹立するのである。(令第四條、規則第三條、第四條、第五條参照) 次に託送命令であるが之は右に依つて設定された輸送計畫に基き出貨者に出貨に關する命令を發することを言ふのである。この命令は内地に於ては鐵道局長が發するが本島に於ては交通局長が發することとなつて居る。(令第四條、第二項規則第七條参照) 以上の外本統制令は更に陸上運送業者に對し設備の共用、連絡運輸、共同作業、貨物料金等に關し所謂統制協定の設定變更取消を爲し得ることを規定して居るか之は運送事業者、地域等を指定して爲すこととなつて居る。(令第五條、規則第八條参照)

以上の外令第六條に報告並に陸檢検査、同第七條に職權委任を規定して居るが別に説明を要しない。要するに本統制令は此の時局下に於て限られた輸送能力を極力國家目的に合致させる爲に制定せられたものである。

#### 茶製造業取締規則の制定

(三月二十六日、府令第三十一號)

本島の茶製造業に對しては現在臺灣茶業取締規則なるものがあつて粗悪茶の取締を爲して居るもの、此の規則は検査を主とする消極的なものであつて、茶の中に土砂其の他不純物を

混じて賣買すべからずといつた様な範圍を出てゐない。所が茶の輸出振興を急務とする今日では此れだけの規則ではどうも不十分となつて来た。本島産茶の大部分は輸出向けといふ状態であるから本島製茶業の盛衰は一に臺灣茶の海外に於ける騰貴如何にあるのである。所が今日小數の茶製造業者は堂々たる製造設備や優良農園を有してゐてセロン、ジャバ等の先進茶産地のものにも決して劣らない程度にまで達してゐるが何分其の他の大部分の業者は所謂家内工業の域を脱せず中には甚だ不完全な設備のものもあり製品の粗悪不統一を免れず、これでは臺灣茶の騰貴をいつまでも保持し進んでは新な販路を開拓し其の發展を期し得るかは頗る疑はしくなつた。又こゝにいふ不都合もある。それは最近茶業の好況に眩惑されて無定見に茶の製造場を濫立する傾向であるが、これでは業者間の原料生葉の争奪となり勢ひ摘葉の限度を超へて茶園を荒廢させることにもなる。昔から一心二葉と云つて若葉二枚を付けて新芽を摘み取ることが茶の木のためにも亦出来上つた茶の品質のためにも理想的とされてゐる。所が最近では原料生葉の争奪の結果一心四葉或は一心六葉とでも云はうか餘程の無理をやつてゐる所も少くない。又摘葉の回数も一年にせいせい十四五回といふ限度があるのだがこれも守られない有様である。以上の様な弊害の是正には今日の如く茶製造業を各人の自由に委せてゐたのでは到底駄目だ。これが爲にはどうも茶製造業を許可制度としなければなら

なくなつた。即ちある標準に達する一定の設備を許可要件として従来の如き不完全なものを改善させることによつて臺灣茶の騰貴を益々向上させる事にもならうし、又前述の様な生葉の争奪ひいては茶園の荒廢といふ憂ひもなくなるわけである。何分本島の茶業はセロン、ジャバ等に對しては立ち遅れである。これを拱手傍觀するわけにはいかない。追ひ付け追ひ越せといふ理想の下に斯業に對して従来の消極的態度から一歩踏み出してこれを指導助成し、場合によつては積極的にある作爲を命ずることをもなし得る様になければ所期の目的は達せられない。本規則の制定は寧ろ進みに過ぎるとさへいふべきかも知れない。左にこの規則の内容を攝擧んで擧げてみよう。

- (イ) 茶製造業を許可制とした。第一條の規定がこれであつて本規則の骨子である。茶製造業を營まんとする者は同條に列記された事項を具して臺灣總督の許可を受けることを要する。當局では今後の方針をはつきり樹立してあるからこれならば大丈夫だと認めた者にはどしどし許可を與へるが、此れでは設備が不充分だとか工場が餘り多過ぎてこれでは原料生葉獲得上支障が起りやしないかといふ様な場合には許可が與へられないから今後の業者は次第に改善されて行くことになる。

- (ロ) 許可を與へるには第一條に列記した申請事項によりこれならば大丈夫だと考へられる場合にのみであるが、許可後

臺灣都市計畫委員會の改正に就て

(三月三十日、府令第三十八號)

都市計畫の決定は都市の消長國家の隆替に影響する所が大であるので總督の專決に委せし都市計畫委員會に諮問の上決定することとなつて居る。而し本委員會は内地に於ては中央、地方の兩委員會制度を採つてあるが本島に於ては從來本島の特殊事情に鑑み總督府に單一の委員會を設定した。従つて地方的な輕易の都市計畫も全部此の委員會に附議する爲、其の都度關係地方の委員を招集することとなり略々本島の主要都市計畫の決定を了した今日に於ては徒らに事務の煩雜と決定の遲延を生ずるの虞がないとも限らない。殊に都市計畫事業の一般地方行政との關聯を考慮するときは地方委員會制度の設定は今日に於ては寧ろ適當なるものと謂へる。仍て今回の改正に依り中央、地方の兩委員會制度を採用することとした。今中央、地方兩委員會の權限の分配を見ると新規都市計畫の樹立、都市計畫の擴張(市又は數街に及ぶもの)、地域地區制の設定等事の重要なものは中央委員會の議決事項とし其の他の事項は總て地方委員會の權限に留保した。

に業者が任意にこれを變更したのでは切角の方針も無になつて仕舞ふ。そこで此れ等の事項を變更する場合にはやはり許可なり少くともその旨の届出を必要とすべき筋合ひであらう。第二條及第三條の規定がこれである。

(ハ) 茶製葉の許可はどちらかと云へば所謂物的設備に對する許可であるからこの事業の相續は勿論他人が之を承繼することも原則として許される。第六條は前者、第五條は後者の場合の規定である。

(ニ) 以上の他茶製造上どうしても必要な設備をなすべきことを命じ(第四條)取締上當局の爲し得る種々の方法を規定し(第八條)違反があつた場合の罰則を定めたりすることは(第九條乃至第十四條)こつた他の取締規則にも普通に見られる規定である。

(ホ) 最後に本規則の目的は屢々述べた様に不完全な業者を淘汰してより改善して行くことにあるが、さればとて從來の業者にもこの主旨を徹底して一定の標準に達しないものは今日からにでも止めさせるといふのでは餘りに酷であるから從來の業者に限り本令施行の日即ち昭和十五年三月二十六日から三月以内に第一條の規定に準じて臺灣總督に届出をなせば新に茶製葉を始める場合とは異つて當然に許可が與へられることにした。附則第二項の規定がこれである。

地方情報

☆州立農工訓練所設立

〔新竹州臨時情報部〕 事變以來本島の南方據點として特殊事情の増加しつゝある折から農業的要素の相似は本島の農業的進出を一層容易にした方がよいと已に要望されてある現狀に鑑み今般新竹州に於ては當州下農村子弟中から將來大陸に飛躍する拓土を養成し、併せて州下山地方面の開拓に従事する農士を養成する爲め竹南郡崎頂に農工訓練所を設立することになった。

學則其他規程は近く州令の公布を見る豫定であるが参考迄にその概要を記せば次の通である。

訓練、訓育、教養、國史、土壤及肥料作物、農業經營、農業土木、殖民、農

具、病蟲害、畜産、林業、農業實習

(修業期間) 普通科一年、研究科一年、(普通科を修業した者の中から試験)

(定員) 普通科二十名、研究科十名(入所資格) 一、身體強健志操堅實な者

二、修業年限二箇年の農業補習學校、高等小學校、公學校高等科卒業者又は

之と同等以上の學力を有する者、三、年齢十七年以上二十五年以下の者

尙訓練は日本精神を把握し思想堅固で大陸經營の困苦に堪へ得る青年を養成する事を眼目とするので精神陶冶、教練、農

林技術の修練農林業實地指導の四項目を重視し團體訓練に資する爲め所生は總て寄宿舎に收容させる。

學費及手當に付いては授業料は徴收せず食費は現品を支給するので被服費、見

學旅行費其他日用品以外は別段經費も不要である。

修業後は中流支方面の軍、民間農業施設其他に對して本州に於て優先的に就職就業を斡旋する豫定である。

☆皇軍慰問團派遣

昨年六月廣東、海南島方面に奮戦中の皇軍を慰問した新竹州では今回更に廈門汕頭、廣東方面の皇軍將士を慰問する爲計畫中であつたが此の程具體案が成立し州代表として毛利社會事業主事岡本、張兩州代表を民間代表として四月二日派遣するに決した。演劇團の顔面は高田せい子その他六名であるが第一回派遣團の好評に鑑み期待されてゐる。

☆供米有志會の結成

戰時食糧の確保を期し米穀納入の圓滑を圖る爲め新竹市内米穀所有者一七五名は率先して供米運動民間有志會なるものを結成し去る十三日發會式を關係係官臨席の下に開催して左の通り決談したが今後の圓滑なる米穀供給を期待されてゐる。

戰時食糧政策に順應し若等市民は進んで供米報國に邁進せんことを期す(新竹市供米運動民間有志會)

☆臺灣軍興業會社設立

事變以來各種資源確保に邁進してゐる



今日、この使命達成の爲め皮革靴鞄、  
 シンニ製造會社である「臺灣製革興業株  
 式會社」(資本金十九萬圓全額拂込済)が  
 新竹市に設立されることになり、發起人  
 蔡拓日下理事以下十五名及州より一番ヶ  
 瀬知事、勸業課長その他出席し三月十五  
 日發起人總會を開催した。  
 同會席上本會社は全島中新竹州が最も  
 産額を有する相思樹よりタンニンを製し  
 併行的に木炭を製造するのであるが、今  
 後派生的に種々事業を営むので國家的見  
 地よりも今後の發展を祈念して已まない  
 旨一番ヶ瀬知事の挨拶があつた。

### 國民政府十大政綱

——昭和十五年三月三十日發表——

- 一、善隣友好の方針に基き和平外交を以て中國の主權、行政の獨立完整を求めて以て東亞永遠の平和及び新秩序建設の責任を分擔す。
- 二、友邦各國の正常なる權益を尊重し並びにその關係を調整し以て友誼を増進す。
- 三、友邦各國と連絡共に國際主義の陰謀及び其他總ての平和攪亂の活動を防遏す。
- 四、和平建國を擁護する軍隊及び各地遊撃隊に對しては夫々これを收容せしめ且つ國防軍を建設し軍政、軍令兩大權を明
- 五、各級民意機關を設立し各界の人材を網羅して全國の公意を集中せしめ以て民主政治を助成する。
- 六、國民大會を招集し憲法を定め憲政を實施す。
- 七、友邦各國の資本及び技術の合作を以て戰後經濟の回復と産業の發展を圖る。
- 八、對外貿易を振興し國際收支の均衡を計り並びに中央銀行を再建し幣制を統一せしめ以て社會金融の基礎を確立す。
- 九、税制を整理し人民の負擔を軽減し農業を復興し離民を救済して各其の生業に安んぜしむ。
- 十、反共和平建國を以て教育の方針とし且つ科學教育の向上を圖り浮華妄動の學風を一掃す。

### ☆遺家族集團住宅建設

新竹州軍事扶助聯合會に於ては出征軍人遺家族の援護指導上及び子女の教育の萬全を期する爲め、利便な地を下し遺家族集團住宅を建設することになり差し當り建設費六萬五千圓を投じて住宅五棟二戸建十戸及遺族會館を建設することになつたが遺族會館には託兒所、授産所、修養所、小集會所の設備し物心兩方面より遺家族を援護して銃後の鐵壁を期する事にあつて既に市内好適の地域を物色し得たので近日工事に取りかゝる豫定である。

昭和十五年四月一日印刷發行  
 (月三回發行)  
 臺灣總督府臨時情報部

臺北市榮町二丁目十五番地  
 印刷人 加藤 豊吉  
 臺北市榮町一丁目四十三番地  
 印刷所 小塚本店印刷工場

部報

昭和十五年九月二十日第三種郵便物認可  
昭和十五年四月一日發行

(毎月一日、十一日、二十一日、三十一日、一回發行) (第九十三號)

— 本書の大きさは國定規格A5列 —

